

平成29年度第1回弘前市福祉有償運送運営協議会要旨

日 時 平成30年3月13日(火) 午後2時00分～午後2時45分

場 所 弘前市役所前川新館5階会議室

出席委員 中畑政憲(副会長)、下山清司、溝江義孝
宮嶋睦男、赤石仁、柳田穰

欠席委員 小川幸裕(会長)

出席団体 特定非営利活動法人 ありんこ、特定非営利活動法人 子育てサポートかたつむり
特定非営利活動法人 team.Step by step

事務局 健康福祉部理事兼福祉事務所長 須郷雅憲、介護福祉課長 三上誠、
介護福祉課長補佐 工藤繁志、介護福祉課主幹兼介護事業係長 山谷互、
介護事業係主査 蝦名良平、介護事業係主事 岸陽香

関係課 福祉政策課長 今敏行、福祉政策課長補佐 秋田美織、
福祉政策課主幹兼医療助成係長 兼平光紀、福祉政策課主査 鈴木孝志

案件①更新登録申請団体に関する協議について

○介護福祉課主幹兼介護事業係 山谷係長が案件(1)について説明

発言者	内 容
中畑副会長	それでは、事務局からの説明に対し、質問・意見等ありましたらお願いします。
下山委員	対価の件ですけれども、タクシーの概ね2分の1であって問題ないとあったのですが、平川市から7,780円の半分は4,000円弱なのですけれども、650円ですから10分の1ぐらいの値段なので、この辺はタクシーの概ね半分ということにはならないのではないのですか。
事務局	概ねタクシー料金の2分の1の範囲内ということが基準ですけれども、価格が安いことをうたって勧誘はしておりませんので、学校から距離のある児童の場合、タクシーと比較しますと安くなりますが、利用する児童の利便性も考慮しますと、この対価で必要性を認めていただきたいと考えております。
下山委員	安いのはいいのですけれどもタクシー料金の10分1です。半分どころではないですよ。利用者はいいでしょうけれども、働く側にとっては最低賃金に抵触するのではないのですか。平川市から中別所まで行くのですか。これは朝何時ごろ出るのですか。
ありんこ	朝6時ぐらいに事業所を出ます。
下山委員	事業所出て、平川市行って、到着が9時。3時間で650円というのは、これはあまりにも異常な価格だと思いますが。
宮嶋委員	基本的には、3人乗られるのですよね。
ありんこ	3人乗っています。
宮嶋委員	多分1,950円というのが基本ですので、10分の1までにはならないのですが。
下山委員	それでも5分の1ですよ。半分ではないですよ。これで商売になるのでしょうか。

ありんこ	やはり子どもたちが学校に通うためには、車いすとか利用していますので、どうしても学校に行かないか、もしくは親御さんが仕事に行かないという状況下になりますので、そこら辺は事業所持ち出しになりますが、ボランティアの気持ちでやっています。
下山委員	丸きりのボランティアですか。
ありんこ	丸きりのボランティアではないです。
下山委員	これは何か補助があってやっているのですか。
ありんこ	補助はないです。
下山委員	ボランティアですか。
ありんこ	ボランティアではなく、お金も頂戴しておりますけれども。
下山委員	大丈夫ですか。安心安全保てるのですか。これは問題あるのではないですか。取扱い対価ということで、概ね2分の1の範囲内であるのですけれども。
宮嶋委員	自家用有償の目的としては、営利を目的とするものではないとあるので、あとはその2分の1の範囲内ということが大きな項目としてあるのですけれども、あとはそれぞれの地域の実情に応じて決めるということが可能でしたので、運営協議会の場で認められれば、2分の1以下でも問題はないのかなというふうには考えていますけれども。
柳田委員	これ以外の料金はとってはいないのですか。650円とか540円しかとられていないのですか。
ありんこ	うちの事業所はそれ以外、その他の利用も希望があれば、事業所間、弘前発着でうちの事業所から他の事業所へ移動とか、その他の場合は通学ではないので、初乗り230円、1キロごとに80円プラスしていくので、650円にはなりません、その他の利用になります。
下山委員	通学以外はタクシーの半額なので適切だと思うのです。初乗り230円、1キロごとに80円、メーターをかければだいぶ上がるでしょう。4、5千円ぐらいなるのではないですか。
ありんこ	10キロであれば初乗り230円でプラス9×80円で。
下山委員	あまりメーターではやっていないということですか。
ありんこ	キロできちんと測っていますので。その他であれば長距離を今現在走っていないので、さわらびと事業所間という形であったり、あとは事業所から実習先であったり。
下山委員	これはちょっと安すぎるので、これで商売しているというのはちょっと考えられませんね。どこかから助成金もらってやるのはいいのですけれども、もらってないのですか。
ありんこ	理事長の子供たちを学校へ行かせてあげたいという思いがありますので。
下山委員	これであれば安心安全の運送はできないと思いますが。万が一死亡事故があった場合は誰が責任をとるのでしょうか。
宮嶋委員	登録基準に則った保険関係は入っていただいていますので、登録の基準の最低限の部分は担保されているというのは確認していただけたと思います。
下山委員	朝6時出社という場合は、運行管理者も立ち会っているのですか。
ありんこ	はい。
下山委員	立ち会ってアルコールチェックなど、運行管理、そこから車を点検して出発ですか。そうすれば5時半には来ていますね。

ありんこ	はい。
赤石委員	ちょっと私からもお聞きしますけれども、有償運送の部分での補助金はないという話ですけれども、いわゆる障がい福祉のサービスの関係、地域移行支援サービスとか、そういうふうな事業である程度、国、また市町村等から、そういうのが入るからということはありませんでしょうか。
ありんこ	私も担当変わったばかりで、まだちょっと認識がないのですが。
赤石委員	下山委員がおっしゃるようにこの金額であれば安全安心を保てないような気がしますし、あとは一般のタクシー業界を圧迫するような状況になっていますので、これだけ見ないで、たぶん別なもので補填されているのではないかなというふうに私は感じるのですが、その辺もおわかりになりますか。
ありんこ	そうですね。
下山委員	ほかの事業所はどうでしょうか。
かたつむり	助成はありません。純粹にそれだけです。
今福祉政策課長	運転手は専従ですか。
かたつむり	5名登録しておりますけれども、みんな資格を持って、とりあえず一人は、はりつけてます。
今福祉政策課長	従事していないときは、他の業務をしていますか。
かたつむり	運転者に配置している職員というのは、パートで雇うと人件費がかさむので、放課後デイというのは午後からなので、その人を午前中7時から9時まで配置して11時出勤という形で対応しております。
下山委員	ただ、何回も言いますがけれども、650円×3人でこれ3時間半の仕事ですよ。最低賃金にも抵触するのではないですか。
宮嶋委員	運転手は給料制なのですよ。
ありんこ	はい。
宮嶋委員	給料制なので、最賃の部分はクリアされているのではないかと思うのですけれども。
下山委員	事故がなければいいのですけれども。もし死亡事故があつたら、役所が罰せられることになりますよね。
宮嶋委員	当然運行管理体制とかはきちんとしていただくのは当然のことなので、事故のないように体制を組んでいただく。
下山委員	規則どおり概ねタクシーの半額くらいいただいて足りない分は、県、市からの助成でやるべきだと思うのです。安すぎますよ、皆さん大丈夫ですか。
溝江委員	これ以外にもデイサービスの利用料とかはあるのですよね。トータルで財源は確保できているということではないのですか。
各事業所	そうです。
赤石委員	ここが不採算事業のような形で、ほかでプールして全体で帳尻合うような形になるのかなと思うのですけれども。

下山委員	そうであればこれは事業者任せのほうがいいのではないですか。これやっても赤字でしょう。無理してやっているわけですよね。それであれば緑ナンバーの事業所に任せのほうがいいのではないですか。
ありんこ	子どもたちを把握できて、重度の子とかであれば日々接している職員のほうが把握できて対応できるというのもあるので。
下山委員	それはタクシー乗務員もなれば同じです。同じ担当が行くわけですから。
宮嶋委員	もし自家用有償運送を更新できないというふうになった場合は、当然タクシー事業者のほうで全てをカバーしていただかないと、今まで利用されている方が利用できなくなるというのは一番まずいので、そこをきちんと担保していただく必要があるかと思っております。
下山委員	これは3月22日からで、私が言っているのは今後のことなのです。全部で12団体ありますよね。私は別に反対してタクシー会社でやるというのではなくて、まずは安心安全で適切な値段にさせていただいて、そうしないともし事故があった場合にこれが原因ではないかと言われるのも大変ですから。12団体あって、今回3団体で、3年おきに来るわけでしょう。ですから次の方からやはり適正な値段にさせていただいて、運行管理もきちんとしていただいて、9時までの学校に行くのに5時半に事業所に行って始業点検して、6時に事業所出て、平川市に迎えに行くと中別所まで。土日以外は毎日だと思うので、まず大変だと思いますよ。しかも低料金で走るということは、ちょっといかがなものかと思うのですが。今後において、専門官おっしゃったとおり、3月22日には間に合いませんから、今後はこのようなことがないように、適正な概ねタクシーの半分ぐらいでやっていただくと、それが正しいのではないかと私は思います。
溝江委員	資料2-2の中に損害賠償措置ということで、対人の無制限とか、対物の無制限とかありまして、登録基準の中にも8,000万以上、200万以上とあるのですが、搭乗者の保険が、この福祉有償では絡まないかもしれませんが、例えば乗り降りしたときの怪我したときの保険とか、そこはちょっと別になってしまいますけれども、そういうのに加入されているのか団体のほうにお伺いしたいと思います。
各事業所	加入しています。
赤石委員	今、下山委員からありましたとおり、やはり規則で2分の1という基準があるということでございますので、近隣の市町村から市内の学校とかに通う場合は距離が出てしまえば、その基準を満たさないということもありますので、事務局のほうから事業所のほうに、こういう基準があるというのをしゃべっていただいて、事業所のほうも直せるところは直していただくということを話していただきたいということを申し添えたいと思います。
下山委員	事務局のほう大丈夫ですか。今後、去年もこれ言っているのです。概ね半分にしていただいてということで、次年度からは。今回はもう間に合いませんので。
事務局	ちょっと事業者と私のほうで少しお話してみたいと思います。いますぐというわけではなくても、次回のほうについて。料金設定についてもう少し、どういうふうに反映させるかも含めて少しお話してみたいと思います。
下山委員	去年は正直に言ってくださった方がいて、まっすぐ利用者のほうに行っていると。これは、運送法違反ですから、我々事業者はそこまで厳しくやられていますから、それをきちんとやっていただければ全然問題ないですよ。大いにやってほしいですよ、弱者救済ですから。それをやってないで、監査が入ったら免許取り消しと書いているのですから、これを平然とやっていることに、私は万が一死亡事故があった場合はどうなるのでしょうか。

採決がとられ、3団体の更新登録について可決された。